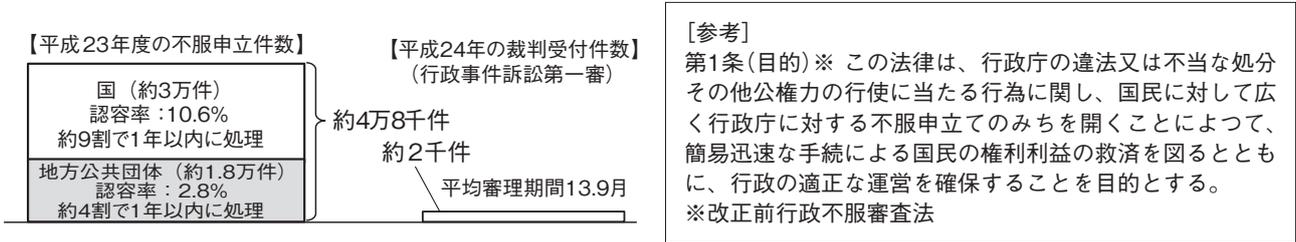


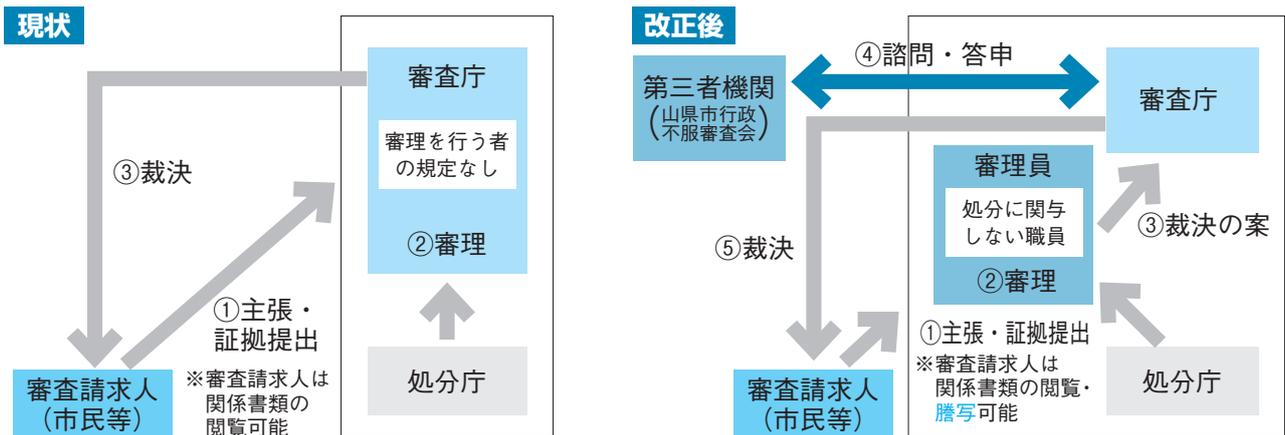
## ○行政不服審査法とは

- ・行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- ※ 国と地方公共団体に共通で適用。税、社会保険、生活保護など原則すべての行政分野が対象
- ・簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済



# 公平性、使いやすさが向上 制定後50年ぶりに抜本的見直し 行政不服審査法が大幅に改正

## 行政不服審査法改正のポイント



### ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・処分に関与しない職員(審理員)が両者の主張を公平に審理します。
- ・有識者からなる第三者機関(本市では山県市行政不服審査会)が審査庁の判断をチェックします。

### ○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「異議申立て」手続は廃止(ただし、不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」(選択制)を導入)になりました。

### ○審査請求をすることができる期間(審査請求期間)を3カ月に延長(現行60日)

### ○審理手続における審査請求人の権利拡充

- ・審査請求人は、口頭意見陳述における処分庁へ

の質問をすることができます。

- ・審査請求人へ証拠書類等の閲覧・謄写(コピーなど)を交付することができます。

### ○不服申立前置(不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない)制度の見直し

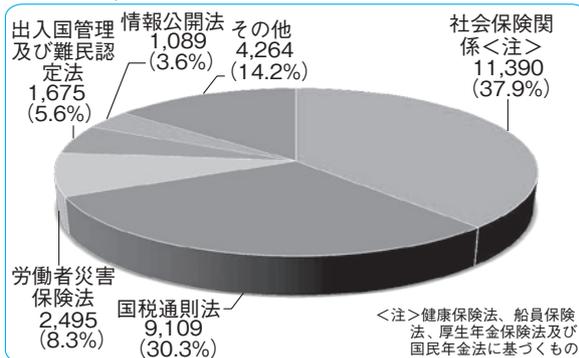
- ・不服申立前置を定める個別法が96法律ありましたが、68法律については廃止・縮小され、処分に不服のある場合、不服申立制度(審査請求等)を利用するか、出訴するかを選択する機会が大幅に増えました。

### ○迅速な審理の確保

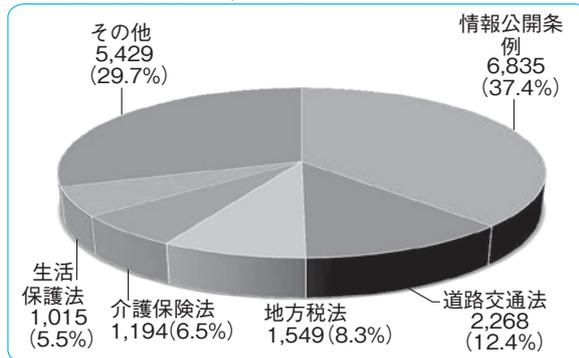
- ・標準審理期間の設定や審理員の争点・証拠の事前整理手続を導入することで、審理期間の短縮を図ります。

## 行政不服審査法に基づく不服申立ての状況：平成23年度

○国 (30,022件)



○地方公共団体 (18,290件)



(参考) 行政事件第一審訴訟新規受理件数(地方裁判所) 2,237件(平成25年)

### ○審査請求の対象等について

- (1) 処分(法律または条例に根拠のある処分)について、不服がある場合で、法律上の権利を有する者が審査請求することができます。
- (2) 不作為(法律、条例に基づく申請から相当の期間を経過したにもかかわらず、処分しないこと)についての審査請求は、処分の申請を行った者が、申請から相当の期間が経過したにもかかわらず何ら処分されない場合に審査請求ができます。

※行政指導等については、審査請求の対象になりません。

(参考例)

様式第○号(第○条関係)

年 月 日

様 山県市長 印

○○○○却下通知書

年 月 日付で申請のありました○○○○については、次の理由により却下としますので通知いたします。

却下年月日	
却下理由	

**教示**

不服申立て

この決定について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山県市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山県市を被告として(訴訟において山県市を代表する者は山県市長となります。)、提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

問い合わせ先 処分庁

●●課

### ○審査請求の手続等

(例 処分の場合)

(1) 審査請求書には以下の事項の記載が必要となります。

- ①請求人氏名
- ②住所
- ③処分の内容
- ④処分があったことを知った日
- ⑤請求の趣旨及び理由
- ⑥教示の有無及び内容
- ⑦審査請求日

(2) 教示について

市が法律または条例に基づき処分を行った場合、その相手に通知する文書に教示の記載があります。

(参考例)

- (3) 審査請求書の提出先  
総務課